委員会の責任

8　委員会は、次のものを採択する。

(a)　2の規定に基づく異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

(b)　機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す基準

(c)　1(b)に規定する修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準及び6に規定する実質的に同等の適用範囲の水準を決定するための基準

第二十条　協議及び紛争解決

1　締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他の締約国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。

2　締約国は、次のことの結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）に規定する手続を利用することができる。

(a)　他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。

(b)　他の締約国がこの協定の規定に抵触するか否かを問わず何らかの措置を適用したこと。

3　紛争解決了解は、この協定に基づく協議及び紛争解決に適用される。ただし、紛争解決了解第二十二条3の規定にかかわらず、この協定以外の紛争解決了解附属書一に掲げる協定の下で生ずるいかなる紛争も、この協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならないものとし、また、この協定の下で生ずるいかなる紛争も、紛争解決了解附属書一に掲げるその他の協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならない。

第二十一条　この協定の機関

政府調達に関する委員会

1　各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を締約国に与えるため、及び締約国により与えられた他の任務を遂行するため、必要に応じ（少なくとも年一回）会合する。

2　委員会は、委員会が付与する任務を遂行する作業部会その他の補助機関を設けることができる。

3　委員会は、毎年次のことを行う。

(a)　この協定の実施及び運用について検討すること。

(b)　一般理事会に対し、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）第四条8の規定に基づく委員会の活動に関する通報並びにこの協定の実施及び運用に係る進展に関する通報を行うこと。

オブザーバー

4　この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国は、書面による通報を委員会に提出することにより、委員会にオブザーバーとして出席することが認められる。世界貿易機関のオブザーバーは、委員会にオブザーバーとして出席することについての書面による要請を委員会に提出することができ、委員会は、当該世界貿易機関のオブザーバーに委員会のオブザーバーとしての地位を与えることができる。

第二十二条　最終規定

受諾及び効力発生

1　この協定は、合意された適用範囲をこの協定の附属書Iの付表に掲げる政府（注）であって、千九百九十四年四月十五日に署名によってこの協定を受諾したもの又は批准を条件として同日までにこの協定に署名し、その後千九百九十六年一月一日前にこの協定を批准したものについては、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

注　この協定の適用上、「政府」には、欧州連合の権限のある当局を含むものとする。

加入

2　世界貿易機関の加盟国は、締約国との間で合意され、委員会の決定において確認される条件により、この協定に加入することができる。加入は、合意された条件を記載した加入書を世界貿易機関事務局長に寄託することによって行う。この協定は、加入する加盟国については、加入書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

留保

3　締約国は、この協定のいかなる規定についても、留保を付することができない。

国内法令

4　締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続並びに自国の調達機関によって適用される規則、手続及び慣行をこの協定に適合したものとすることを確保する。

5　締約国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

将来の交渉及び将来の作業計画

6　締約国は、開放的な調達を阻害する差別的な措置の導入又は継続を避けるよう努める。

7　締約国は、二千十二年三月三十日に採択された政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から三年以内に、その後は定期的に、開発途上国のニーズを考慮しつつ、相互主義に基づいてこの協定を改善し、差別的な措置を漸進的に削減し、及び撤廃し、並びに全ての締約国の間におけるこの協定の適用範囲の拡大を可能な限り達成するため、新たな交渉を行う。

8　(a)　委員会は、次の事項に関する作業計画の採択を通じ、この協定の実施及び7に規定する交渉を促進するため、更なる作業を行う。

(i)　中小企業の取扱い

(ii)　統計資料の収集及び提供

(iii)　持続可能な調達の取扱い

(iv)　締約国の付表における適用除外及び制限

(v)　国際的な調達における安全基準

(b)　委員会は、

(i)　追加的な事項に関する作業計画の一覧表を内容とする決定を採択することができる。当該一覧表については、定期的に検討し、及び更新することができる。

(ii)　(a)に規定する個別の作業計画及び(b)(i)の規定に基づいて採択される作業計画に関して行われるべき作業を定める決定を採択する。

9　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aの原産地規則に関する協定に基づいて行われる物品に係る原産地規則の調和のための作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の終了の後、第四条5の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及び交渉の結果を考慮する。

10　委員会は、7に規定する政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から五年以内に、第二十条2(b)の規定の妥当性を検討する。